



国保に関するQ&A

よくある国保の加入や脱退に関するQ&Aをお知らせします。

Q 会社をやめることになりました。国保はいつから加入することになるの？どうすれば加入できるの？

A 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方や、職場の健康保険に加入している方または生活保護を受けている方以外はすべて国保に加入することになります。

今回の場合は、職場の健康保険を脱退したときから、国保で医療を受ける権利と同時に、保険税を納める義務が生じます。（例えば、1年前に職場の健康保険を脱退している場合は、1年前にさかのぼって国保に加入することになります。）

また、今後の再就職先が未定であれば、加入の意思にかかわらず、国保に加入しなければなりません。

国保に加入する場合は、職場の健康保険をやめてから14日以内に役場住民課保険年金担当へ届け出てください。

- 届出に必要なもの
- ①印鑑
- ②退職したことがわかる証明書
- ③年金手帳（60歳未満の方が国保に加入される場合）

Q 就職した場合、どのような手続きをすればいいの？

A 就職した場合は、職場の健康保険に加入してから14日以内に役場住民課保険年金担当へ届け出てください。

- 届出に必要なもの
- ①印鑑
- ②国保の保険証
- ③職場の健康保険の保険証（保険証が交付されていない場合は、加入を証明するもの）
- ④年金手帳（60歳未満の方が国保を脱退される場合）

なお、就職後、国保の脱退の届出をしなかった場合、会社の給料からは健康保険料が引かれているにもかかわらず、国保から保険税の請求がくることがあります。

国保の手続きは、職場の健康保険の手続きと異なり、全て自分（※）でしなければなりませんので、ご注意ください。

※：同居の家族でも手続きをすることができます。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎(52)6571 有線(5)7784

国民年金からのお知らせ

「国民年金保険料控除証明書」は

大切に保管してください！

年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。

このため社会保険庁から、本年1月から9月末までに国民年金保険料を納付された方を対象に「国民年金保険料控除証明書」が送付されます。11月上旬に発送されますので、年末調整や確定申告を行うまで大切に保管してください。

なお、控除証明書が届かない場合や紛失された場合は、草津社会保険事務所・国民年金業務課へ連絡し再発行の手続きを行う必要があります。

「扶養親族等申告書」の提出を

お忘れなく！

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」が送付されますので必ず提出してください。申告書の提出がない場合は各種控除が受けられなくなるので、ご注意ください。

なお、次の方は課税の対象とならないため「扶養親族等申告書」は送付されません。

- ①障害年金または遺族年金を受給されている方
 - ②老齢年金を受給されている65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方
 - ③老齢年金を受給されている65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方
- 詳しくは、草津社会保険事務所・国民年金給付課へお問い合わせください。



◆問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課
☎077-1567-12220

草津社会保険事務所 国民年金給付課
☎077-1567-11311

住民課 保険年金担当
☎(52)6571 有線(5)7784